



危機管理マニュアル

昭和学院短期大学

0.	教職員の基本的な役割分担	…	p 1
1.	気象被害 台風(洪水)・落雷・竜巻(暴風)	…	p 2
	★警戒レベルの一覧表	…	p 3
	★災害用伝言ダイヤル「171」or 学校のEメールを利用した安否連絡の方法	…	p 4
2.	地震・火災		
	(1)学生が在校中	…	p 5
	(2)学生が登下校途中	…	p 6
	(3)学生が在宅中		
	(4)学生が学外活動中(研修旅行・校外実習等)	…	p 7
	(5)教育活動の再開	…	p 8
3.	授業中の事故	…	p 9
	★応急処置の基本		
4.	登下校中の交通事故(学生・教職員)	…	p10
5.	不審者侵入	…	p11
6.	アナフィラキシー症状	…	p12
	★エピペンの使い方		
7.	集団食中毒	…	p13
8.	爆破等の予告	…	p14
9.	Jアラートの発令	…	p15
10.	原子力災害	…	p16
11.	インターネット上のトラブル	…	p17

※本危機管理マニュアルは「学校保健安全法 第二十九条」に基づく危険等発生時対処要領である。


0. 教職員の基本的な役割分担

※班長・隊員は消防計画の自衛消防隊に準ずる。

※以下は、原則であり、現状に合わせて臨機応変に対応するものとする。

対策本部長			学長(全ての危機管理に関して、指揮、命令、監督等を行う)		
隊長			学長(兼任)		
副隊長			事務長・管理課担当(隊長を補佐し、隊長が不在時はその任務を代行する)		
対策本部隊の編成(平常時)			平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合	
班	班長	隊員		組織編成	任務
指揮班	管理課担当	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長、副隊長の補佐 ・対策本部の設置 ・命令の伝達 ・情報の収集と提供 等 	情報収集班を組織 ※班長は指揮班の班長	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関から判定会招集情報や警戒宣言発令の情報を収集し、対策本部長に連絡
通報連絡班	事務部	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への通報 ・校内への非常通報と指示命令の伝達 ・関係者への連絡(緊急連絡一覧表による) 		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の状況を把握 ・放送設備、提示板、携帯用拡声器等により在校者に状況を周知 ・食料品、飲料水、医薬品、防災資機材の確認 ・在校者の調査 等
消火班	教職員	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・出火階に直行し、屋内消火器による消火作業に従事 ・消防隊との連携と補佐 	点検措置班を組織 ※班長は安全防護班の班長	<ul style="list-style-type: none"> ・建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検と保安措置
避難誘導班	教職員	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難開始の指示の伝達 ・非常口の開放 ・避難上の障害物の除去 ・未避難者と要救助者の対策本部への報告 ・ロープ等による警戒区域の設定 	平常時と同じ	
安全防護班	教職員	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・防火扉の閉鎖 ・非常電源の確保 ・エレベーター等の非常時の措置 	点検措置班を組織	点検措置班と同じ
応急救護班	教職員	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所の設置 ・負傷者の応急処置 ・救急隊との連携と情報提供 	情報収集班を組織	情報収集班と同じ
搬出班	教職員	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な書類の搬出と管理 	情報収集班を組織	情報収集班と同じ

1. 気象被害 台風(洪水)・落雷・竜巻(暴風)

教職員の対応	学生の行動
①台風(洪水等)対応	
<p>◆気象警報(大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪)が千葉県北西部全域に発表されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 6 時までには警報が解除 → 1時限から開始 ・午前 6 時～午前 10 時の間に警報が解除 → 3時限から開始 ・午前 10 時時点で警報が継続 → 終日休講(後日補講を実施) ・授業開始後に「警報発表」 → 措置を学内放送及びホームページで通知 <p>◆前日に休講通知をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報や河川の状況等を注視 ・休校の判断(学長) <ul style="list-style-type: none"> ※台風等で気象被害が予想される場合は、事前に学長、学科・専攻長が相談して、休校等を判断 → 学生と教職員に周知(メール等、HP に掲載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集して判断 ・住居区域または通学経路での警報で危険と判断される場合は自宅で待機し、担任に報告 ・防災気象情報の収集 ・自己防衛(避難所への移動など)
②落雷対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・雷の音が聞こえたら校内に待機を指示(通報連絡班) ・30分間落雷が聞こえなかったら待機を解除 ・気象庁の HP や防災アプリなどで雨雲レーダーを確認 ・直撃した場合、心配蘇生措置を行う(AED) → 救急車を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・雷の音が聞こえたら建物内で待機 ・各自で安全確保
③竜巻(暴風)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「竜巻注意情報」等で状況を把握 ・放送で注意喚起 ・竜巻が直撃する場合 → 伊藤記念ホールに移動を指示(通報連絡班) ・「地震・火災対応」の避難と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な鉄筋コンクリートの建物に避難 ・窓のない場所に避難 ・無理な場合は、カーテン等を閉めて窓に近寄らない ・放送に従って移動
	
二次対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況(学生・教職員・施設設備)の確認 ・学生、教職員の被災情報の収集 ・文部科学省への報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自の判断で安全を確保し、状況に応じて学校へ連絡

<注意事項>

①洪水

- ・上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出たら注意。
- ・氾濫水の勢いで流されたり、濁水で見えず、側溝や蓋が外れたマンホールに落下することに注意。

②落雷

- ・車やバス、電車、飛行機などの中も基本的には安全。(ただし、窓を閉めて金属部品に触れない)
- ・建物がなければ、最後の手段は“雷しやがみ”
 - ※両足をそろえ、膝を折って姿勢を低くし、つま先立ちをして地面との接地面を少なくし、両手で耳をふさいで鼓膜が破れるのを防ぐ。

③暴風・竜巻

- ・地下室や屋内の非常階段、階段の踊り場など「風が吹き込まない場所」を探すのがポイント。
- ・自宅の場合、トイレや風呂の浴槽の中で命を守る。
- ・室内では雨戸やカーテンを閉め窓からは離れる。

<警戒レベルの一覧表>

避難情報等 居住者等がとるべき行動等

【警戒レベル5】 緊急安全確保

- 発令される状況: 災害発生又は切迫
- 居住者等がとるべき行動: 命の危険 直ちに安全確保!
 - ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

【警戒レベル4】 避難指示

- 発令される状況: 災害のおそれ高い
- 居住者等がとるべき行動: 危険な場所から全員避難
 - ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難

- 発令される状況: 災害のおそれあり
- 居住者等がとるべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難
 - ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報

- 発表される状況: 気象状況悪化
- 居住者等がとるべき行動: 自らの避難行動を確認
 - ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。

【警戒レベル1】 早期注意情報

- 発表される状況: 今後気象状況悪化のおそれ
- 居住者等がとるべき行動: 災害への心構えを高める
 - ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

<災害用伝言ダイヤル「171」による安否連絡の方法>

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができます。

【操作手順】

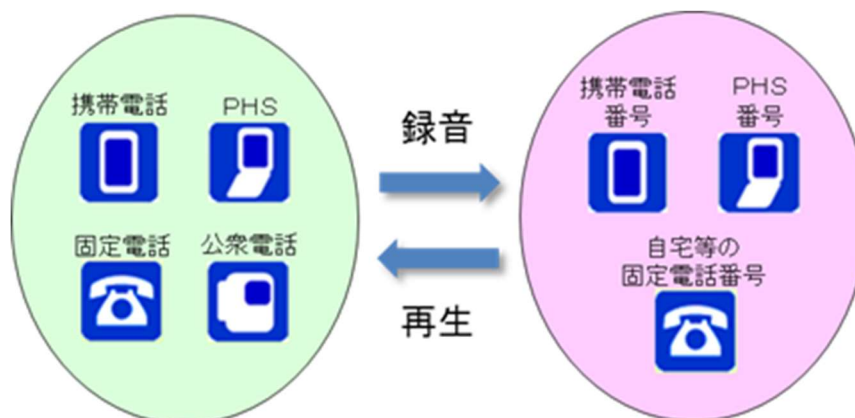
1. 171をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は「1」を、再生の場合は「2」をダイヤルします。
(暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。)
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。
(03等の市外局番で始まる電話番号の場合、市外局番からダイヤルします。)
4. 伝言を録音・再生することができます。

【利用できる電話】

災害用伝言ダイヤルは、加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP電話から利用可能です。(詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。)

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は03等の市外局番で始まる電話番号、携帯電話・PHSの電話番号、IP電話の電話番号が対象です。

【利用イメージ】



【注意点】

- ・伝言録音時間は、1伝言当たり30秒以内です。
- ・1電話番号当たり、1～20伝言まで登録できます。(登録できる伝言数を超えると、古い伝言から削除されます。)
- ・伝言の保存時間は、登録してから災害用伝言ダイヤル(171)の提供期間が終了するまでであり、保存時間を過ぎると消去されます。(体験利用時は体験利用期間終了後に消去されます。)
- ・登録された伝言は保存期間経過後に消去される以外の方法で削除することはできません。
- ・災害用伝言ダイヤルを運営しているNTT(東西)の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話から伝言を録音・再生する場合の通話料は無料です。(その他の事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合の通話料の有無等については各事業者にお問い合わせください。)
- ・提供開始時に、NTT(東西)が状況に応じて登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間等の運用方法・提供条件を設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて告知されます。

<学校のEメールを利用した安否連絡の方法>

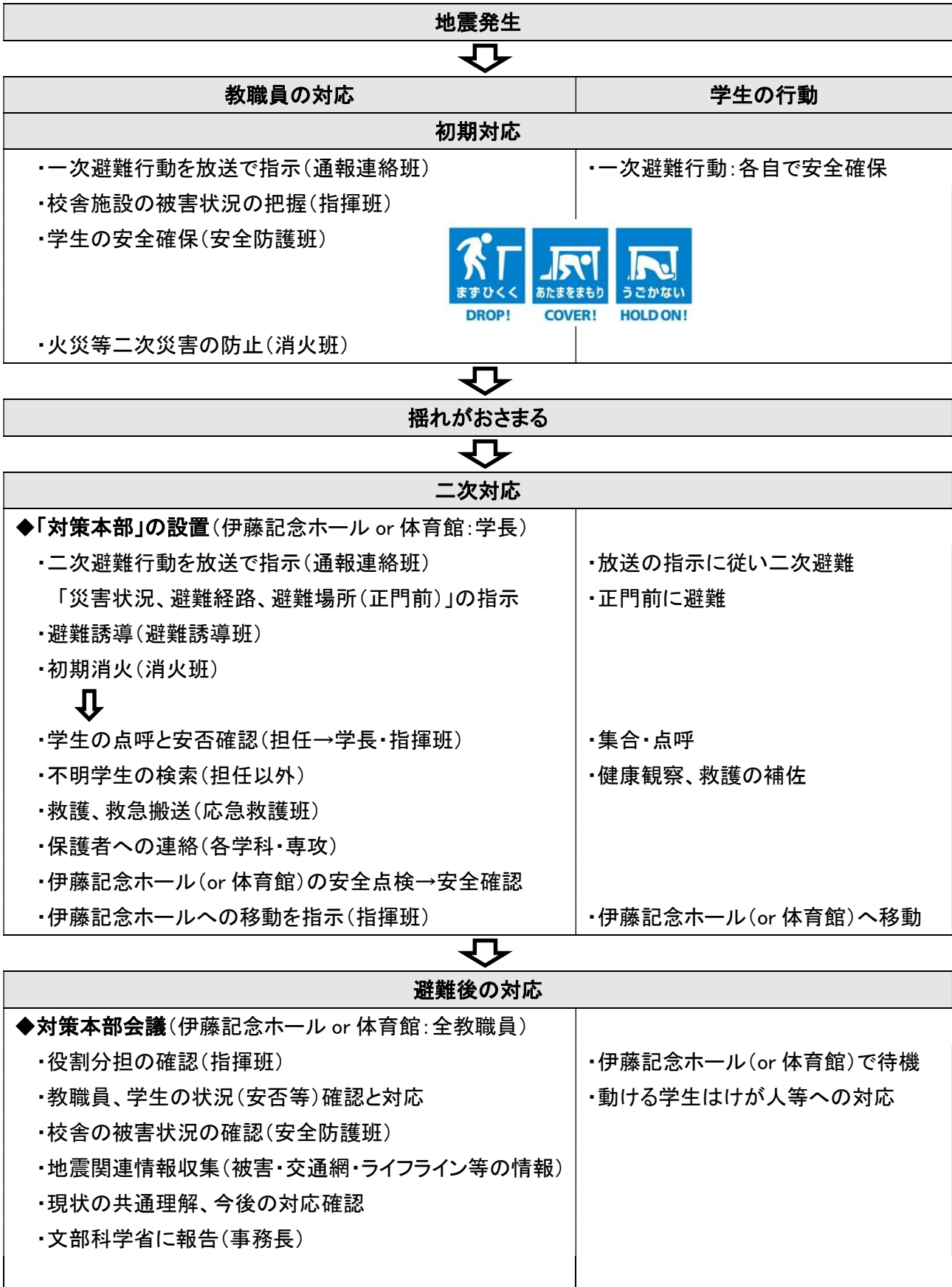
以下のEメールアドレスに「災害状況」を送信する。

【Eメールアドレス】

(非公開)

2. 地震・火災

(1) 学生が在校中



(2) 学生が登下校途中

地震発生	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・各自で安全確保 ・教職員は安全を十分確保しつつ、可能ならば出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次避難行動:各自で安全確保 ・状況を学校に連絡 ※電話 or 災害用伝言ダイヤルを利用
↓	
避難後の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆「対策本部」の設置(伊藤記念ホール or 体育館:学長) ◆対策本部会議(学校にいる教職員) <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・教職員、学生の状況(安否等)確認と対応 ※必要に応じて教員が現場に向かい対応 ・校舎の被害状況の確認 ・地震関連情報収集(被害・交通網・ライフライン等の情報) ・現状の共通理解、今後の対応確認 ・文部科学省に報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校 or 帰宅は各自の判断

(3) 学生が在宅中

地震発生	
↓	
教職員の対応	学生の行動
避難後の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校へ参集 ※事前に参集可能な職員を把握 ◆「対策本部」の設置(伊藤記念ホール or 体育館:学長) <ul style="list-style-type: none"> ※出勤できた教職員で組織を編成して対応 ◆対策本部会議(学校にいる教職員) <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・教職員、学生の状況(安否)確認と対応 ・校舎の被害状況の確認 ・地震関連情報収集(被害・交通網・ライフライン等の情報) ・現状の共通理解、今後の対応確認 ・文部科学省に報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次避難行動:各自で安全確保 ・自宅(または避難所)待機 ・状況を学校に連絡 ※電話 or 災害用伝言ダイヤルを利用

(4) 学生が学外活動中(研修旅行・校外実習等)

地震発生



教職員の対応	学生の行動
【 宿泊先での対応 】	初期対応
<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難経路と避難場所を確認 ・ホテル・旅館等の指示に従って一次避難行動を指示 ・学生の安全確保と避難誘導 ・学生の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難経路を確認 ・一次避難行動:各自で安全確保 ・教員(ホテル・旅館等)の指示で安全な場所に避難



避難後の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆「臨時対策本部」の設置(責任者) ◆対策本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・教職員、学生の状況(安否)確認と対応 ・地震関連情報収集(被害・交通網・ライフライン等の情報) ・現状の共通理解、今後の対応確認 <ul style="list-style-type: none"> ※同行ツアーリストと連携 ・短大(学長)への報告(責任者) ◆短大「対策本部」の設置(学長) <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に状況の連絡 ・文部科学省に報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡可能な学生は保護者に連絡

【 活動中の対応 】	初期対応
<ul style="list-style-type: none"> ◆校外学習時における対応マニュアルに沿って行動 <ul style="list-style-type: none"> ・状況の把握(本部と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難場所を確認 ・一次避難行動:各自で安全確保



避難後の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・学生の状況(安否)を把握し、安全確保 ・臨時災害対策本部への報告し、本部(宿舎)へ参集 ◆「臨時対策本部」の設置(責任者) ◆対策本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・教職員、学生の状況(安否)確認と対応 ・地震関連情報収集(被害・交通網・ライフライン等の情報) ・現状の共通理解、今後の対応確認 <ul style="list-style-type: none"> ※同行ツアーリストと連携 ・短大(学長)への報告(責任者) ◆短大「対策本部」の設置(学長) <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に状況の連絡 ・文部科学省に報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの避難所に移動 ・引率教員と連絡をとり、状況を報告 <ul style="list-style-type: none"> ※電話 or 災害用伝言ダイヤルを利用 ・宿舎に移動 ・連絡可能な学生は保護者に連絡

(5) 教育活動の再開

- ①被害状況の実態調査(施設・設備、教職員の状況等)
- ②ライフライン(電気・水道・ガス・電話等)の確保と修繕計画
- ③授業再開に向けて、文部科学省への報告・連携
- ④被災した学生の支援(経済的支援、心のケア)
- ⑤教育課程の立直し(欠課数の補充等)

3. 授業中の事故(学生・教職員のけが等)

事故発見者からの通報	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態と事故の状況確認 ◆軽傷で意識あり <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の状態確認と応急処置 ・応急処置の状況等を担任へ報告 → 学長に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・保健室で休ませる ・保護者に連絡して帰宅させる ※状況に応じて小中高の養護教諭に見てもらう ◆重症等、救急車の要請が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・119番通報(救急車を要請) ・一次救命措置(自発呼吸がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・気道確保、心肺蘇生、胸骨圧迫、AED ・他の学生の掌握 ・保護者に連絡 ・状況を担任 & 学長へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助を求める
↓	
事後対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆対策本部の設置: 重大事故の場合(学長) <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省に報告(事務長) ・保護者会、報道関係の対応 ・再発防止策の策定 	

<応急処置の基本> ※日本赤十字社「救急法基礎講習」から抜粋

- (1) 観察の基本・・・①周囲の状況観察 ②傷病者の観察 ③ショックの確認
- (2) 体位の基本・・・①傷病者の寝かせ方(意識あり→水平) ②意識がない場合は体位交換 ③気道確保
 - ④回復体位(呼吸が回復したとき等) ⑤保温、加温
- (3) 傷病者への接し方・・・①傷病者への力づけ ②安静 ③飲食物 ④感染防止
- (4) 現場での留意点・・・①協力者 ②連絡・通報 ③傷病者の家族への連絡 ④搬送 ⑤記録
- (5) 一次救命処置・・・①呼吸の確認(心停止の判断) ②気道確保 ③心肺蘇生(CPR) ④胸骨圧迫
 - ⑤人工呼吸 ⑥胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ
 - ⑦呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生 ⑧AEDを用いた除細動
 - ⑨気道異物除去

4. 登下校中の交通事故(学生・教職員)

被害者・加害者(事故発見者)からの通報	
↓	
教職員の対応	学生の行動
◆交通事故の状況を確認 ・被害者 or 加害者 or 自損を確認 ・事故(けが)の状況を把握 ・救急車の手配と搬送先病院を確認 ・警察への通報を確認	
↓	
【 被害者の場合 】 初期対応	
・保護者に連絡 ・搬送先の病院に向かい対応(関係教員) ・加害者の車両等の特徴を確認	(軽傷な場合) ・警察への通報 ・救急車の手配 ・保護者と学校への連絡
↓	
事後対応	
・学生の心のケア ・対外的な対応(報道機関等) ・再発防止策の作成と学生への注意喚起 ・文部科学省に報告(事務長)	
【 加害者の場合 】 初期対応	
・事故(被害者)の状況を確認 ・事故現場に向かう(関係教員) ・保護者に連絡	・警察への通報 ・救急車の手配 ・保護者と学校への連絡
↓	
事後対応	
・学生の心のケア ・再発防止策の作成と学生への注意喚起 ・文部科学省に報告(事務長) ◆対策本部の設置: 重大事故の場合(学長) ・保護者会、報道関係の対応	

5. 不審者侵入

不審者の発見者からの通報	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・近くの職員に連絡 → 事務室に連絡 ◆警察に通報(発見者 or 連絡を受けた者) <ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応 <ul style="list-style-type: none"> ・現場に近い職員が学生の安全確保(さすまた使用) ※危険な場合は避難誘導を最優先 ・校内緊急放送(緊急避難の指示) <ul style="list-style-type: none"> 「(未公開)」 ※「不審者がいる」という意味 ・避難誘導(担当教員) ・法人事務局に状況を連絡(通報連絡班) ◆けが人が出た場合 <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所の確保と応急処置(応急救護班) ・救急車の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自で安全確保 ・静かに避難
↓	
二次・事後対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆対策本部会議(全教職員) <ul style="list-style-type: none"> ・全回の施錠(安全防護班) ・役割分担の確認(指揮班) ・教職員、学生の状況(安否)確認 <ul style="list-style-type: none"> ・けが人の応急処置(応急救護班) ・被害者学生の保護者への連絡 ・現状の共通理解、今後の対応確認 ◆事件収束後 <ul style="list-style-type: none"> ・報道関係の対応 ・保護者会の開催(状況説明と今後の対応策) ・文部科学省に報告(事務長) ・負傷者や学生の心のケア(カウンセリング) ・事件の記録とマニュアルの修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で待機 ・各自で保護者に状況報告 ※自分以外の個人情報伝えない

※不審者対応は、短大だけの問題ではなく、同じ敷地内にある幼稚園、小学校、中学校、高校にも影響がある問題なので、常に情報を共有し、幼児・児童・生徒・学生・教職員の安全確保に努める必要がある。場合によっては、近隣住民にも危険が及ぶ可能性があることに十分留意する必要がある。

6. アナフィラキシー症状

アナフィラキシー症状の本人(発見者)からの通報



教職員の対応	学生の行動
初期対応	
◆状態の把握・対応(応急救護班) ・アナフィラキシーの症状を直接確認(緊急対応:発見者) ・緊急性あり → エピペン所持者:本人 or 教員が注射 → 必ず、救急車を要請・搬送 ※保護者に連絡 ・緊急性なし → 急変することがあるので経過観察 ※保護者に連絡して対処方法を確認	・安静を保つ ・エピペンの場所を教員に伝える ・最低1時間は安静にする

<救急車要請の目安>

- ・アナフィラキシーの兆候が見られる場合
- ・エピペンを使用した場合
- ・主治医、学校医または保護者のいずれかから救急搬送の要請があった場合

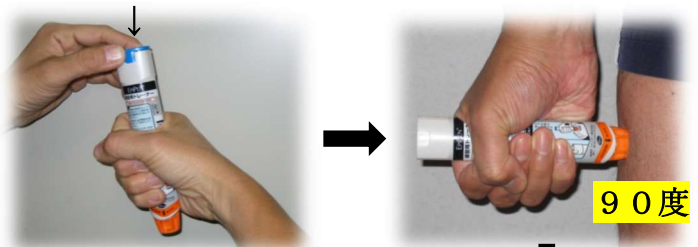
<アナフィラキシー症状に関する注意事項>

- ・アナフィラキシーは、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。教職員の誰が発見者になった場合でも、適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。
- ・重症化(意識がなく、自発呼吸がないなど)した場合、一次救命措置(気道確保、胸骨圧迫、AED実施)を行う。

<エピペン®の使い方>

- ①オレンジ色の先端を下に向け、エピペン®を利き手でしっかり握る。
- ②もう片方の手で青色の**安全キャップ**を外す。
- ③太ももの前外側に**垂直**になるように**オレンジ色の先端をあてる**。
- ④**パチンと音**がするまで強く押し付け、**数秒間待つ**。
「1、2、3、4、5」 ※衣服の上からでも注射できる!
- ⑤**垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば完了**。
伸びていない場合は再度①②③④を行う。
- ⑥注射した部位を10秒間マッサージする。
- ⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側からケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。

安全キャップ



90度



振り下ろさない!

エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものですが、エピペン®が手元にありながら、症状によっては学生が自己注射できない場合も考えられます。救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない状況にある学生に代わって注射することは、医師法違反になりません。人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰もがエピペン®を使用できるようにしておくことが大切です。

7. 集団食中毒

集団食中毒発生	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<p>◆状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の事態や状況の把握 ・飲食した食事内容の確認 ・患者数の確認と応急処置 ・患者の隔離(本館1階の教室を利用) ※嘔吐処理・消毒の際は二次感染に注意 ・調理者の健康観察 ・協力要請(保健所)や緊急通報(救急車要請)の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた場所で安静を保つ ・元気な学生は、二次感染に十分注意しながら可能な範囲で看護にあたる
↓	
二次・事後対応	
<p>◆「対策本部」の設置(学長)</p> <p>◆対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・学生・教職員の健康状態の確認 ・状況の記録・保存 ・保護者への連絡(状況説明) ・現状の共通理解、今後の対応確認 ・施設の殺菌消毒 ・保健所へ連絡 <p>◆事故収束後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道関係の対応 ・保護者会の開催(状況説明と今後の対応策) ・文部科学省に報告(事務長) ・授業再開を含めた教育課程の見直し ・学生の心のケア(カウンセリング) ・原因究明と再発防止策の作成(保健所と連携) 	

<二次感染の防止等>

- ・患者の初期の症状や発生状況からは、食中毒か、感染症なのか明確に判断することが困難であることから、初動調査は両面から行き、的確に初期の対応をすることが大切である。
- ・腸管出血性大腸菌、サルモネラによる食中毒では重症化することがある。
- ・ノロウイルス、腸管出血性大腸菌では二次感染がしばしば認められる。カンピロバクター食中毒では、初発症状に発熱などインフルエンザ様の症状を示すことがあり、インフルエンザと誤診される場合があるので注意する必要がある。

8. 爆破等の予告

爆破等の予告	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<p>◆状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物について ※必ずメモをとる(できれば録音する) <ul style="list-style-type: none"> ・いつ爆発するのか ・どこに仕掛けたのか ・どのような爆弾なのか ・仕掛けた理由、要求は何か ・相手の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、声、周囲の音(テレビ、車、電車等) <p>※相手を怒らせないで傾聴する ※会話を長引かせるように工夫する</p> <p>◆警察に連絡 ※別室で警察に連絡して支持を受ける</p>	
↓	
二次・事後対応	
<p>◆「対策本部」の設置(学長)</p> <p>◆対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・警察との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性あり(爆破等の時刻が迫る or 不明) <ul style="list-style-type: none"> →全学生・教職員を安全な場所へ避難誘導 ※緊急放送(通報連絡班) ※迅速かつ慌てずに避難誘導(授業者等) ・緊急性なし(爆破等の時刻まで時間的余裕がある) <ul style="list-style-type: none"> →警察と協議しながら避難方法・爆発物検索に対応 →全学生・教職員を安全な場所へ避難誘導 ※緊急放送(通報連絡班) ※慌てることなく、ゆっくりと避難誘導(授業者等) →不審物を発見したら触れずに本部に連絡 ※不審物を撮影して警察に報告 ・避難場所で点呼・確認(担任→指揮班→学長) <p>◆事件収束後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道関係の対応 ・文部科学省に報告(事務長) ・学生の心のケア(カウンセリング) ・保護者会の開催(必要に応じて) ・事件の記録とマニュアルの修正 ・文部科学省に報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従って迅速に避難 ・教職員の指示に従って対応 ・各自で保護者に状況報告

9. Jアラートの発令

Jアラート発令(政府)

※弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に発令される



市町村の防災行政無線等が自動的に起動
屋外スピーカー等から警報
携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信



日本に飛来する可能性がある場合は、弾道ミサイル発射の情報が伝達され、避難指示が出る



教職員の対応	学生の行動
【 校内にいる場合 】 初期対応	
<p>◆状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示ありの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・校内放送で状況を伝え、避難を指示(通報連絡班) ※伊藤記念ホール(窓がないので)へ避難 ・学生の点呼と安否確認(担任→学長・指揮班) ・以下、「地震・火災対応」と同じ ・避難指示なしの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・校内放送で状況を伝え、待機を指示(通報連絡班) 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送の指示に従い避難 ※一刻を争う場合は窓から離れて机の下に避難 ・放送の指示に従い待機



【 校外(屋外)にいる場合 】 初期対応	
<p>◆状況の把握 → 自己防衛(避難指示ありの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの建物(できれば頑丈な建物)の中又は地下に避難 ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動 ・近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る ・安否情報を学校に報告 	



二次対応	
<p>◆ミサイルが通過した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府からの情報をテレビやラジオで確認 ・放送で状況と対応を指示(通報連絡班) <ul style="list-style-type: none"> ・不審な物を発見した場合には、近寄らず、警察や消防に通報するように指示 <p>◆ミサイルが近くに落下した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震・火災対応」の避難と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送の指示に従って行動

<その他の注意>

- ・ミサイル着弾時の爆風や破片、壊れた窓ガラスなどによる被害を避ける。
- ・自動車の車内にいる場合は、ガソリンに引火するおそれがあるので、近くの建物に避難する。

10. 原子力災害

原子力災害発生	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<p>◆状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・インターネット等で正確な情報を収集(指揮班) ・いつ、どこで、屋内退避、避難等の指示 ※災害対策本部の情報から状況等を把握 <p>◆学生が在学中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送で状況を伝達し、屋内待機と緊急時対応を指示 <緊急時対応> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を閉める ・換気扇やエアコンを止める ・外にいた場合は手や顔を洗う <p>◆学生が登下校中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの連絡に対応 ・近くのコンクリート建物内に避難を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示に従って行動 ・各自で保護者に状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・近くのコンクリート建物内に避難 ・状況を学校に連絡 ※電話 or 災害用伝言ダイヤルを利用 ・各自で保護者に状況報告
↓	
二次・事後対応	
<p>◆PAZ区域の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生・教職員に安全な区域への避難を指示 ※数時間以内に避難 ・重要文書等の保管 or 搬出(搬出班) ・校舎の施錠確認(指揮班:管理課担当) <p>◆UPZ区域の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に帰宅を指示 <p>◆対策本部会議(伊藤記念ホール or 体育館:全教職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の確認(指揮班) ・関連情報収集(被害・避難等の情報) ・教職員、学生の状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・一時移転の有無及び移転先を把握 ・現状の共通理解、今後の対応確認 ・文部科学省に報告(事務長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自、安全な方法で避難 保護者と連携して避難場所を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・各自、安全な方法で帰宅 <ul style="list-style-type: none"> ・移転先を学校に連絡 ※電話 or 災害用伝言ダイヤルを利用

<注意事項>

- ・放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能です。
- ・**PAZ**: Precautionary Action Zone(原子力施設から概ね**半径5km圏内**)
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域
- ・**UPZ**: Urgent Protective action planning Zone(PAZの外側の概ね**半径30km圏内**)
予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域

11. インターネット上のトラブル

インターネット上のトラブルを相談された場合	
↓	
教職員の対応	学生の行動
初期対応	
<p>◆状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生同士のトラブル(被害者・加害者)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・状況(内容)の確認(担任・学科専攻長) ・双方からの聞き取り ・インターネット上の書き込み等の全削除を指示 ・個人情報に十分配慮しながら対応 ・加害者が特定されない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・状況(内容)の確認(担任・学科専攻長) ・掲載された内容の記録、関係機関(相談機関・警察)に相談するように指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・書き込み等の全削除 ・トラブル改善 ・掲載された内容の記録 <ul style="list-style-type: none"> ※掲載されたサイトやSNSのページを印字し、当該サイトの名称、URL書き込み者、書き込み日時、内容等を記録 ・プロバイダや掲示板サイト管理者等への削除依頼 ・関係機関への相談、警察への通報・相談
↓	
二次・事後対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア(カウンセリング) ・インターネット上の個人情報の取扱いについて全体指導 ・情報モラル教育 	

<参考>

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>